



平成 22 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 ニッセイ同和損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 立 山 一 郎
(コード番号 8759 東証・大証第1部)

自己株式の消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の決議を行いましたのでお知らせいたします。

記

平成21年12月22日開催の臨時株主総会で承認された三井住友海上グループホールディングス株式会社との株式交換契約(以下、「本株式交換契約」という。)第9条第1項および会社法第178条第1項、第2項の定めに基づき、以下のとおり自己株式を消却するものです。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 消却する株式の数 | 本株式交換契約による株式交換が効力を生ずる直前時において当社が保有する自己株式の全て(本株式交換契約に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得した自己株式があれば当該自己株式を含む。) |
| 3. 消却の効力発生日 | 平成22年4月1日(ただし、消却の効力発生は本株式交換契約に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りの効力発生直後、かつ、本株式交換契約による株式交換が効力を生ずる直前時とする。) |

(ご参考) 当社の自己株式の保有状況 10,515,341株(平成22年2月末時点)

以 上